

愛知地方最低賃金審議会 第1回検討小委員会 議事録

日 時 令和7年7月23日(水) 午後2時～午後2時55分

場 所 桜華会館 2階 梅の間

出席者

(公益代表委員) 長谷川委員、鈴木委員、中山委員

(労働者代表委員) 上野委員、寺田委員、松下委員

(使用者代表委員) 岡安委員、古閑委員、堀江委員

(事務局) 高橋労働基準部長、佐野賃金課長、佐藤主席賃金指導官、名倉課長補佐、
松永専門監督官、水谷賃金指導官、白川賃金指導官、吉田賃金調査員

議 題 (1) 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について

(2) その他

議 事

○白川賃金指導官

定刻より少し早いですが、委員の皆様お集りいただきましたので、ただ今より
令和7年度愛知地方最低賃金審議会第1回検討小委員会を開催いたします。

なお、本日の検討小委員会は公開となっておりますので傍聴の方がいらっしゃることを併せてご報告させていただきます。

本日の資料ですが、会議次第に合わせまして、資料目次記載の 1から 5と
労働者代表委員からの資料を配付させていただいております。不足等はございま
せんでしょうか。よろしいでしょうか。

以後、着座にて失礼いたします。

本年度の検討小委員会の委員につきましては、本年7月3日に開催されました
第519回愛知地方最低賃金審議会において、検討小委員会運営規程第2条によ
り、会長から各側3名ずつ合計9名の委員が指名されました。お手元に資料 1
として委員名簿をお配りしておりますので、名簿をもって各委員のご紹介に代え
させていただきます。

検討小委員会の委員長及び委員長代理につきましては、検討小委員会運営規程
第2条第2項及び第3項の規程により「公益を代表する委員のうちから選任す
る」とされております。

当委員会におきましては、従来から公益代表委員の互選結果をご承認いただく
ことが慣例となっております。

今回もこの方法でご承認いただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○白川賃金指導官

ありがとうございます。

それでは、選任方法についてご承認をいただきましたので、公益委員代表の互選結果をご報告いたします。

委員長に長谷川ふき子委員、委員長代理に鈴木進也委員が選任されたとのご報告をいただいております。皆さまご承認いただけますでしょうか。

ご賛成の方は拍手でご承認をお願いいたします。

(委員全員の拍手)

○白川賃金指導官

ありがとうございます。

ご承認いただきましたので、委員長及び委員長代理の席に名札を置かせていただきます。

事務局は準備をお願いします。

○白川賃金指導官

それでは、長谷川ふき子委員長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○長谷川委員長

検討小委員会の委員長を拝命いたしました長谷川ふき子でございます。労使双方の皆様のご意見を丁寧に伺いながら、円滑に議事を進めたいと思います。どうぞご協力の程よろしくお願い申し上げます。

○白川賃金指導官

ありがとうございました。では、ここからの議事進行につきましては長谷川委員長にお願いしたいと思います。長谷川委員長、よろしくお願いいたします。

○長谷川委員長

それでは、ただいまから令和7年度の第1回検討小委員会を始めます。事務局は委員の出欠状況を報告して下さい。

○白川賃金指導官

委員の出欠状況でございますが、公益代表委員は3名全員がご出席、労働者代表委員は3名全員がご出席、使用者代表委員は3名全員がご出席となっており、委員9名がご出席されております。このため、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数「全委員の3分の2以上又は各側委員の各3分の1以上の出席」を満たしていることを併せてご報告いたします。

○長谷川委員長

本日の検討小委員会は定足数を満たしている旨、事務局から説明がありました。それでは、会議次第に従いまして、議事を進めたいと思います。

議題「(1)特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」でございます。

今年の6月23日に、日本労働組合総連合会愛知県連合会より既設の特定最低賃金5業種にかかる改正の申出書が提出され、同年7月3日に開催されました第519回愛知地方最低賃金審議会におきまして、愛知労働局長より特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問されました。

この諮問を受けまして、改正決定の必要性の有無については検討小委員会で審議するとされ、本日委員の皆様にお集まりいただいたところでございます。委員の皆様の円滑な審議へのご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、まず事務局から資料の説明をお願いいたします。

○佐野賃金課長

賃金課長の佐野でございます。私のほうから説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

会議次第と共に綴っております資料ですけれども、資料1が検討小委員会委員の名簿ということと、資料2は「愛知地方最低賃金審議会検討小委員会運営規程」ですので、ここでの説明は省略させていただき、資料3から説明させていただきます。

4ページの資料3ですけれども、これは、「令和7年度特定最低賃金の改正決定に関する申出書の内容等一覧」でございますが、これは、日本労働組合総連合会愛知県連合会から、本年6月23日に提出された「令和7年度特定最低賃金の

改正決定に関する申出書」に記載の特定最低賃金5業種に関する改正申出内容を、構成する業種の日本標準産業分類番号の最も若い番号昇順で一覧表にしたものです。

参考までに「2025年度最低賃金の改正申出組合一覧表」は資料3の5ページ以降にありますが、鉄鋼から電機、輸送用、このような順番につけてあるところですけれども、この区分については、各企業と各労働組合により協定された賃金額などの個別の情報となっていますので、情報公開の観点から、資料によりましては「労働組合名」の欄については、黒塗りとして組合名を伏せていますのでご了承ください。

この資料については、改正を申し出た労働組合の労働者数、委任状・決議書・協定の有無、協定された最低の賃金額がここに記載されています。なお、労働協約で協定された最賃額については、事務局の方で、同時に提出されている協定書などの写しと確認しており、これらの資料より資料3を作成したものです。

特定最低賃金の改正につきましては、本年3月24日に愛知県特定最低賃金6業種について、改正申し出の意向表明がなされておりましたが、実際には改正申し出にあたっては、「計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業」の改正を除いた5業種について、申出がなされたところです。

表の左側に「産業分類番号」と「産業分類名」を記載しております。「業種」の欄には、ここでは全部改正と書いてありますけれども、本来では改正、あと新設というケースもあるのですけれども、改正、新設の別を記載してあります。今言いましたけれども、ご覧いただきましたとおり5業種すべて改正の申出ということになります。

また左から3列目「申出ケース」でございますけれども、ここに記載のとおりすべて労働協約ケースによる申出となっております。

同表中の「申出の合意労働者数等」の数字は、提出された申出書を基に集計したものです。資料3の「合意比率」は、各業種上下2段でパーセントを記入していますけれども、下の段の黄色で網掛けした数値が、労働協約の適用を受ける労働者の比率となっています。

欄は、提出された申出書における最も低い協約額を示しております。欄は、現在の特定最低賃金額を示しています。ただ、愛知県最低賃金額が特定最低賃金額を上回っている場合は、括弧書きで、1,077とありますが、昨年10月1日発効の愛知県最低賃金額を記載しております。

また、「労働協約ケースにおける特定最低賃金の決定は関係労使が合意した協約額を基礎とし、これを上回る決定はできること」とされていますので、実際の金額審議の場においては、欄の金額が上限となります。

なお、最低賃金法第16条の規定により、特定最低賃金は、「地域別最低賃金額を上回るものでなければならない」とされており、改正の必要性あり」とされた特定最低賃金については、少なくとも地域別最低賃金額を上回らなければならぬことも、ここで申し添えさせていただきます。

欄の右横のピンク色の欄は 欄「協約による最低額」と 欄「特定最賃額又は地域別最賃額」との差額が書いてあります。その右横の薄緑色の欄は、 欄「本年の協約による最低額」と「現行の地域別最低賃金額」との差額となっております。

次に、11ページの資料 4ですが、改正申出のあった5業種、特定最低賃金の業種ごとに平成28年度から令和7年度までの事業場数・労働者数の推移を表にしたものです。各年度の最低賃金決定要覧より転記した数値となります。

12ページの資料 5「最低賃金引上状況等の推移（愛知）令和6年度版」をご覧下さい。平成26年度から令和6年度までの最低賃金引上状況等の推移をまとめています。左端の「区分」の列をご覧いただきますとおり、赤色の愛知県最低賃金欄の下に、特定最低賃金9業種の引き上げ金額等の推移を掲載しています。本年度申出のあった5業種については、特定最低賃金の欄2段目に掲載の「鉄鋼業」、その下の「はん用機械器具製造業」、5段目の「電気機械器具製造業」から「自動車（新車）小売業」までが今年度申出があった5業種になります。

この表で、グレーになっている部分は、当該年での金額改正が実施されなかつたもので、括弧内の記載が発効日となります。

今回、申出がありました5業種のうち、「電気機械器具製造業」は、平成30年12月16日の改正が最後で、令和元年度以降は改正されていません。また、「自動車（新車）小売業」は令和2年12月16日の改正が最後で、令和3年度以降は改正されていません。そして、「はん用機械器具製造業」は令和3年12月16日の改正が最後となっております。私からの資料の説明は以上でございます。

○長谷川委員長

ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

○岡安委員

今日ご説明いただきました資料 3の、改正申出組合のところの黒塗りにされているということで、情報公開の観点というふうにおっしゃっていただきましたけれども、昨日私も労働局さんのホームページを見たところ、3年ぐらい前

までは黒塗りされていない資料が現状でも公開されていたと思うのですけれども、情報公開の観点が変わったということですか。具体的に教えていただければと思います。

というのは、これが見えると企業側からも自社の数字が合っているのか間違っているのか確認もできますし、この申出状況の透明性を上げる一つの方法にはなるかなと思います。もちろん情報公開の観点で何となくわからないでもないですけれども、具体的に教えていただければと思います。

○高橋労働基準部長

先ず情報公開の観点から墨塗りにしなければならないという、その結論は從来から変わっているものではございません。3年前のものに關しましては、本来であれば墨塗りにしていなければならぬものを墨塗りにしていないという、そういうような状況だと思いますけれども、すでに公開しているものもありますので、多分直していないということでございます。ですので、今後の取り扱いとしては、情報公開法に基づいてそこはしっかりと墨塗りしていくと、そういう予定でございます。

○長谷川委員長

よろしいでしょうか。労働者側今の件については特によろしいですか。

(労働者側 同意)

○長谷川委員長

はいわかりました。その姿勢は変わっていなければどもというところ、それは現状も正しい判断であるというふうにお考えであるということ、変えることはないと。他によろしいでしょうか。はい、どうぞ。

○松下委員

資料 4 の数字の確認なんですけれども、以前にも少し確認させていただきましたが、経済センサスを基にした統計学を基にして数字が出ているという理解でいます。なので、この数字はそのものだというふうに理解しています。特に気になるのは、事業所数が結構変動していて、こんなに簡単に変動するものではないと

思いますので、公的なここで使う数字ではないのかなというふうにちょっと思つて、確認だけですよ、すみません。

○長谷川委員長

事務局、これ資料 4 の事業所数というところが、かなり変動があるようなので気になるということなのですけれども、それはそれとして、これは記載の経済センサスから転記したもので間違いないということでおろしいですか。

○佐野賃金課長

この資料自体は間違いございません。5年に1回の経済センサスに基づくものですが、5年前の数字そのものを使っているというわけではなくて、毎年行っている基礎調査を基に復元するという形をとっています。統計数字に多少のブレがあるのは申し訳ないところであります、この数字自体が間違っている訳ではありません。これを基に改正申出自体が、適用労働者の三分の一という判断に影響してくるのかなと思いますけれども、概ね三分の一というところについても、どれだけ下までなのかという明確な基準があるわけではございません。そこは総合的に見ながら申出いただいたうえで、労使のイニシアチブにより特賃を審議していただくというところでだと思います。ご理解いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○長谷川委員長

今のご説明でよろしいですか。一定の合理的な過程から出したものだということです。他によろしいでしょうか。

まだご質問いただいていない方よろしいでしょうか。

それでは他にないようですので、今回改正の申出がございました5業種について審議をすることといたします。個別の業種についてはそれぞれの審議の過程でお伺いをいたしますけれども、まず改正の申出がなされた特定最低賃金全体についてのお考え、ご意見をお伺いしたいと思います。まず労働者代表委員からお願ひいたします。

○寺田委員

労働者代表の寺田です。よろしくお願ひいたします。まず労働者側の資料です

が、当日配付になってしまって大変申し訳ございませんでした。その資料をお配りしておりますので、こちらでご説明させていただきます。またカラー印刷の削減に取り組んでおりまして、白黒印刷で若干見にくいでですがご容赦いただければと思います。では、特定最低賃金の金額改正に向けた考え方をお伝えさせていただきます。

開いていただきまして、2ページのところです。まず、特定最低賃金の意義と役割についてです。7月3日の本審でもお伝えしたとおり、特定最低賃金は、法に基づく企業の枠を超えた労働条件決定システムです。産業内で働く人の賃金格差を是正し、賃金の優位性を確保することにより産業の魅力を高め、人材確保・定着につなげていく。あと、公正競争を確保して産業の健全な発展を促し持続的な発展を促すという非常に重要な役割があると考えています。これまでお伝えしてきたとおりということです。

では続いてめくっていただいて、今回の申出の状況ですけれども、先ほど事務局からご説明のあった5業種の申出の状況ですけれども、ご覧の通り申出で労働組合のある企業からの集約したものであって、協定額は現行地賃を上回っているもので、優位性もあって当該労使が合意した賃金協定、労働協約の基で申出たものでありますので、産業を取り巻く情勢や課題を熟知している当該産業の関係労使の意思を尊重する審議を強く求めたいと思っております。

あと、この5業種につきまして、今後の話になると思うのですけれども、電気機械器具と自動車小売につきましては、8月1日の第2回検討小委員会のほうで参考人意見陳述をさせていただければと思っております。後程お願いしたいなと考えてあります、本日こういった3業種につきまして、併せて金額改定に向けた考えについてお伝えしたいと思っております。これらの3つの業種につきましては、同じ金属産業ということもあります、金属産業の取り巻く状況としてお伝えさせていただきたいと思います。

1枚撥ねていただいて4ページのところです。金属産業を取り巻く状況ですけれども、左側の円グラフのところ、2023年度の国内総生産については、製造業が全産業の20.7%を占めておりまして、その内訳を見ると上位は金属産業がすべて占めています。その隣に生産性と人件費の水準についてのグラフですけれども、生産性と人件費の水準を見ると、金属産業が全体の全産業計を上回っているのですけれども、価値に見合った水準には至っていないというのが見て取れると思っています。この観点からも賃金の金額改正をしていきたいと考えており

ます。

続いて 5 ページのところです。金属産業の雇用状況でございます。雇用の動きですけれども、左側ですが高卒の求職の内訳ですが長期的に減少傾向にあるということで、これは皆様もご存知かと思いますけれども、高校卒業者の採用が極めて困難な状況になっています。とりわけ右側の工業高校の工業科卒業生のこれは 2023 年のデータですが、就職者のうち製造業に就職をする者が卒業生の 3 分の 1 に留まっているという状況でありますと、日本の主要産業である金属産業になかなか工業高校からも就職がされてこないという状況でありますので、金属産業の魅力向上の為にも賃金の優位性をしっかりと確保していく必要があると考えております。

続いて 6 ページのところです。都道府県の転入転出の状況を見させていただいたグラフです。こちら都道府県の転入転出の状況を見ると、東京都を始めとした 7 都府県特に首都圏に転入が集中しておりますと、愛知県におきましても転出過多の状況になっております。優秀な人材の転出流出をしっかりと止めてしっかりと人材を確保するためにも、産業の魅力を向上させていく必要があると考えております。

続きまして次のページです。7 ページになりますけれども、県内の中小企業の状況を見させていただきました。愛知県内の中小企業の景況状況を見ますと真ん中に四角で囲っております金属産業に関連する中小企業につきまして、右から 2 つ目のところで若干下回っているところもあるのですけれども、来期は改善する見通しになっておりまして、景況のほうは改善していくような見通しとなっております。

続きまして 8 ページですけれども、価格転嫁の状況でございます。8 ページ、9 ページですね、自動車産業のところの価格転嫁の状況でありますと、8 ページが発注企業側の業種によって集計したもの、9 ページのほうが受注企業側の業種ごとに集計したものでありますけれども、それぞれ自動車産業の業界の価格転嫁ですね、前回比よりもポイントが上昇しているということで、ある程度価格転嫁が進んできているかなというふうに見て取れます。

続きまして 10 ページのところです。先ほどの集計で鉄鋼とはん用機械器具のところが載っておりませんでしたが、こちらの方に出てるデータありますのでこちらを見てみると、鉄鋼、はん用機械器具におきましても価格転嫁が全業種、平均が真ん中の点線のところですけれども、平均を上回っているという状況が見

て取れるかなと思っております。

最後にですけれども、11ページにそれぞれの業種の現状と今後についてまとめさせていただいております。11ページ鉄鋼のところにおきましては、現状と今後についてですけれども、製造品出荷数が、愛知県が全国で一番ということでありまして、2025年度の見通しにつきましても前年から微増を見込んでいるということあります。その下の鉄鋼業につきまして優秀な人材確保に向けてということでありまして、鉄鋼業は長期能力蓄積型産業として要はしっかりと育っていくという産業で、それで日本を磨いていくところで、これまで人材確保の定着を図ることで発展してきたところでありますけれども、近年鉄鋼業なかなか就職先として選ばれない傾向であるということで、とりわけ愛知県においては、仲間割れではないですけれども、自動車産業がしっかりと根付いているところでありますし、なかなか鉄鋼業の人材確保というところが大変な状況でありますし、選ばれない、なかなか人材が確保できないというところで、鉄鋼労使の喫緊かつ重要な課題として昨年度から取り組んでいますという状況であります。

続いて12ページ輸送用器具製造の現状と今後についてですけれども、自動車産業の立ち位置につきましては、皆さんご存知の製造品出荷額が全国一位であります。これに加えてですけれども、自動車産業を取り巻く環境につきましては、今言われている百年大変革期じゃないですけれども、大変革の時期を迎えておりまして、これまで以上にCASE・MaaSに加え、カーボンニュートラルなどこれまで以上に生産性向上や付加価値向上を求められていて、しかもすそ野の広い自動車産業でありますので、そういったところで全体で優秀な人材の確保を進めるためにも、特賃の引上げというところは必要と考えているところです。

あと、はん用機械製造業につきましては、細かく言うとはん用機械器具製造、生産用機械器具製造、業務用機械器具製造とそれぞれの分野があるのですけれども、それぞれの分野で愛知は全国トップ3に入る状況となっています。出荷額についてはですね。それに見合った産業の魅力をしっかりと高めるためにも特賃の金額改定が必要であるということと、あと、下のところにあります今後と課題にも書いてあるとおり、比較的中小、小規模の企業が多くというところもありますので、価格交渉や公正な競争をしっかりと確保するためにも特定最低賃金の設定が重要だなと考えております。

ちょっと長くなりましたがけれども、労側の考え方を、申し入れした今回3業種の改正に向けた考え方をお伝えさせていただきました。長くなりましたが以上となり

ます。

○長谷川委員長

はい、ありがとうございました。続きまして使用者代表委員のほうはどうでしょうか。いかがでしょうか。

○岡安委員

よろしくお願ひいたします。先ず特定最低賃金につきましては、労使の申出で任意に設定するものであり、必ずしも将来にわたって継続的に設定していくものではなく、目的と役割をしっかりと果たした場合には、廃止も含めて議論すべきものだというふうに認識をしております。

また、ご承知のとおり最低賃金の決定方法は、最低賃金法によるものの他、労働組合法18条による方法も存在しており、賃金以外の内容ではございますが、実際には令和2年と4年にはこの方式が適用されたという事例もございます。

業種別の最低賃金の決定方法が、この最低賃金法以外の手段もあるということに加え、仮に労使で合意して自主的に賃上げを行っていた企業においても、最低賃金を別段特定最賃を設定した場合には、これに達しない場合には罰則の対象になってしまうことからも、任意で定めるとされている特定最低賃金につきましては、それぞれの業種により固有の強い必要性があつて労使の合意の上決定していくものというふうに考えてございます。これって労働協約方式で企業内最低賃金を定めていない企業に対して、法律によりこの最低の水準を強制していくことが、労働条件の影響がこういった企業にどのように及んでいくかということについてもしっかり考慮して、というのは賃金を上げてしまいすると、他の労働条件についても、交渉でも賃金ばかり優先するということになってしまいますので、こういったところも配慮が必要かと思っております。

今回お申出いただいております5業種のうち、はん用機械、電子部品、自動車小売りの3業種につきましては、地域別最低賃金の改定により下回ったのを期にその後改定が行われなくなっているという状況にあって、残りの鉄鋼と輸送用機器の2業種においても、令和4年以降につきましては地域別最低賃金改正により一旦は下回るという状況にあります。これは特定最低賃金としても一定の役割を果たした状態にあるというふうに私どもとしては認識をしてございます。

また、特定最低賃金の実際の金額の議論は専門部会で行われておりますけれど

も、昨年の鉄鋼においては、ホームページで確認できた範囲で見ますと、初めて使用者側反対の状態で金額決定がされているという状態でして、これは何を表しているかといいますと、使用者側としてはやはり許容できる金額を超えて改定がなされている状態というふうに私どもは認識をしてございます。この状態で仮に今年度も改定する場合においては、やはりこの超えている状態から始まっているというところで、使用者側に一定の配慮が不可欠であると考えてございます。

また、他の業種においてもそれぞれ状況は違いますけれども、改定する場合にはこの専門部会の議論を見てありますと、必ずしも全会一致というふうになつていなことが、やはり労使双方への配慮をして、しっかりと金額面においても合意できるものについて検討をしていきたいというふうに考えております。

したがって、この実際に必要性ありとした後の金額についても重要な要素だというふうに私どもは思ってございまして、今回申出いただいているそれぞれの業種につきまして、どの程度の水準で考えているかというのにつきまして、ここだよというところまで詰めようというのではなくて、お申出いただいた労働者側のお考えということも後程お聞かせいただきたいなと思ってございます。それぞれ、目的ですとか今回の改定ですね、どのようなことを期待していらっしゃるかとのを、先ほどいろいろとお話しいただいた中で、冒頭のところで総論的なところはしっかりとお話しいただいたかなと思いますけれども、それぞれの業種ごとで、個別の事情とかもあるかと思いますので、そういったところをしっかりとお伺いした上で、それぞれ一個ずつの業種について議論をしていきたいなと思ってございます。

最後に冒頭でもお話が出たところではありますけれども、汎用機械器具につきましては、労働協約が28.6%でございます。これもいろんな事情があつて必ずしも協定の要素を満たしていないわけではないというところなどは先ほどのお話で分かったのですけれども、一方で仮にこれで決定しようと思うと、残りの71.4%に対してこの28.6%の基準を基に決定していくということで、このあたりのお考えも、労働者側としてはどのようにお考えになっているかというのもお伺いしたいなというふうに思ってございます。よろしくお願ひいたします。

○長谷川委員長

はい、ありがとうございました。先ず検討小委員会におきましては、申出のあった5業種について改正の必要性のありやなしというところを審議するというと

ところでございますので、個別の業種に対する使用者の意見も、金額等々についても、考えていらっしゃるところもお伺いしましたけれども、前提となる全体の考え方をお伺いをしたということで、今のところ、そのように留めておきたいと思ひますけれども、よろしいですか。

○岡安委員

金額のお考えというのは聞かせていただくのは難しいところですか。

○高橋労働基準部長

すみません、事務局から説明させていただきます。先ほど委員長がおっしゃられたみたいに、この場はあくまでも金額改定の是非を問う場で、個別の金額につきましては、それはその後、金額の改定がありとなつた場合に関しましては、専門部会が設置されますのでそちらの範疇かなというふうに思っております。

○中山委員

ここにそういう業種の方が出てきていないので、金額についてはそういう専門部会で、それぞれの業種の組合の方が出てきたうえでというかたちになります。

○長谷川委員長

はい、使用者側。

○堀江委員

そもそも論になってしまふといけないのですけれども、一番最初に意義とか役割が書いてあって、それも拝見しました。私どもも一番最初のところで目的とか役割を果たした場合には廃止も含めてとお話をしたので、そこかなと思うのですね。

というのも、ここに書いてある意義とか目的ってどの業種にも当てはまることが多いと思うのです。別にこの5業種だけじゃないですし、随所随所で優秀な人材、優秀な人材をとおっしゃるのでですが、私たち他の業種でも優秀な人材を求めているわけなので、そこはあえて理由にはならないのではないのかなと。そういうのが理由とでは弱いんじゃないかなというふうには思っていますので、今後の議論の意義役割というところから含めて考えられればいいのかなとは思っています。

○長谷川委員長

はい、それぞれの基本的な考え方をお伺いをして今労働者側から資料を提供していただきましたけれども、それに対して使用者側としては、そのあたりのところを希望なり、もう少し検討していきたいという、そういう申出だということでよろしいでしょうか。

はい、労働者側。

○松下委員

今堀江委員から頂いた意見ですけれども、そのままお返ししたいというのがこちらの意見でして、そもそもすべての業種に、この特賃を申し出る権利があります。なので、申し出ればいいんじゃないですかと、そういうふうになってしまふのです、私たちのスタンスからすると。で、私ども全部すそ野に声をかけたわけではないですけれども、声をかけた中で、この5業種がそういった意味でちゃんと手を挙げて労働協約を揃えてくれた。そこからスタートしているので、そこに至っていない産業の立場から見られても、ちょっとそれは困ってしまう。この場で議論できない内容になってしまふので、申し訳ないですがそこは取り除いていただいて、そういうところがもしいるならば堀江さんの方から、申し出ができるよ声掛けしていただかないと、ここの場で議論ができない。

○堀江委員

答えが出ないということですね。

○松下委員

そうです。その答えは労働者側では出せない内容になってしまふので、そこは申し訳ない。制度的にそういうものなので。何とも言えないというか、すみません、謝るしかないです。

○長谷川委員長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。他に今回率直にお話していただいているので、そういう場に至ったことは非常にいいことだと思っておりますので、それぞれの基本的なお考えと、検討小委員会がなんぞやというところにつ

いては、これは申出の業種についてまず必要性のありやなしやというところで、そこはまあご了解いただきたいということで、そこはそれぞれ労使の立場のご意見を頂戴いたしましたので、それぞれがお聞きになってさらにこの疑問を解消していこうと、さらにここをもし分かるなら聞いてみたいとかということがあろうかと思います。そこはまた各自議論をしていただければというふうに思います。よろしいでしょうか。

それでは今後の審議の進め方について、全体はお伺いしましたけれども、まず先ほど少しお話がありましたけれども、今後現地視察、それから参考人陳述の有無というところでお聞きしたいと思います。

まず現地視察についてですけれども、昨年度は労使双方から要望がございませんでした。本年度はいかがでしょうか。まずは労働者代表委員どうでしょうか。

○寺田委員

今のところ、確認したところ予定はございません。

○長谷川委員長

はい、労働者代表委員のほうからは、現地視察のご要望がないということですが、使用者代表委員のほうはいかがでしょうか。

○岡安委員

使用者側としてもございません。

○長谷川委員長

はい、ありがとうございます。現地視察については労使双方ともご要望がないということで、今年度も実地の視察は行わないということにしたいと思います。

次に参考人の意見陳述のご要望ですけれども、昨年度はご要望があり実施をいたしましたけれども、今年度は改めていかがでしょうか。労働者代表委員からお願いをいたします。

○寺田委員

先ほど早とちりで言ってしまいましたけれども、電気機器と自動車小売りのほう2名ですね、それぞれ10分程度ですね、意見陳述させていただければと思い

ます。

○長谷川委員長

分かりました。先ほどの資料の、労働者側の提供していただいた資料の3枚目に書いてある、電気機械機器と自動車（新車）小売各2名ということでよろしいでしょうか。

○寺田委員

それぞれ1名ずつです。

○長谷川委員長

それぞれ1名で2名ということで、時間が一人5分で、両方で10分程度ということですね。現時点でのお名前とかは、また今後ということでしょうか。

○寺田委員

詳細は、今後、詰めますので。

○長谷川委員長

はい、分かりました。時期というところについても次回ということでしょうか。

○寺田委員

はい、お願いいいたします。

○長谷川委員長

参考人のお名前とか特定については後にということですね。できれば早いうちに知らせていだきますとありがとうございます。

労働者代表委員から今参考人2名の意見陳述の要望がありましたけれども、これについては使用者代表委員としてはよろしいでしょうか。

○岡安委員

お二方それぞれの業種からみえるということについては、意見はございません。逆に、参考人陳述の予定がない3業種の個別の事情については、今、委員として、

この場にみえるお三方で熟知されているという認識でよろしいですか。

○寺田委員

はい。

○岡安委員

それでしたら結構だと思います。全業種ここで聞くことができるわけですから。

○長谷川委員長

はい、ありがとうございます。使用者側から参考人意見陳述のご要望はありますでしょうか。

○岡安委員

使用者側からはございません。

○長谷川委員長

分かりました。それでは次回の8月1日の第2回検討小委員会において、労働者代表委員からご要望がありました参考人の意見陳述を行うこととしたいと思います。労使双方よろしいでしょうか。

(労使双方 異論なし)

○長谷川委員長

はい、それでは今年度の特定最低賃金の必要性の審議の進め方について、ご意見をお伺いしたいと思います。

まず、昨年度、それから一昨年度も申出のありました5業種をまとめて一括して審議を行い、第3回目におきまして「鉄鋼業」と「輸送用機械器具製造業」の2業種は改正の必要性あり、「はん用機械器具製造業」「電気機械器具製造業」「自動車（新車）小売業」の3業種は改正の必要性なしというふうに整理をされました。本年度も5業種まとめて一括して審議を行いたいと考えておりますが、いかがでしょうか。まず、労働者代表委員はいかがでしょうか

○寺田委員

それで結構です。

○長谷川委員長

続きまして、使用者の代表委員のほうはいかがでしょうか。

○岡安委員

すみません、議論の方向の選択肢がそれしか無いのでしたら良いです。他にはどんな方法があるのですか。

○長谷川委員長

それぞれの業種について議論をしていくという、個別にという方法がありますけれども、全体5業種の中で必要性のあるなしについてご議論をいただいて最終判断をいただくということです。

○岡安委員

それはご提示いただいた方法の一つですけれども、それ以外の選択肢って何かあるのですかというのをお伺いしたかったのですけれども、選択肢は今示されたものそれに対して反対ではないのですけれども、一方でこういう進め方もあるってこっちはこういうメリットがあるよということだったらご説明いただきたいなと思っただけのことです。

○長谷川委員長

労使双方で、そのように、そのような方法が妥当であるということで、昨年、一昨年で進められているので、それ以外の選択肢があって二つから一つ選べというような方法ではありません。

○岡安委員

異論があるわけではありません。過去に他の決定方式もあって、あるのでしたら比較対照する方式があるのでしたら、お伺いしたうえでと思っただけです。

○長谷川委員長

沢山の業種から申出があった場合には、その中のいくつかをグループ分けにしてA、B、C、というグループ別に議論をする方法はあります。

○岡安委員

聞く限り密接に関係した業種もございますし、今回、多数の申出ではございませんので、一括で好ましいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○長谷川委員長

では、労使双方同様の意見を踏まえて、改正の申出があった5業種について、グループに分けずに2回目以降に一括して審議を行うということで行きたいと思いますがよろしいでしょうか。

(労使双方了承)

○長谷川委員長

ありがとうございます。それでは(1)についてはこの進め方で行きたいと思います。

それでは、議題の「(2)その他」に入ります。労使代表各側から何かこの場で確認しておくようなことはありますか。よろしいでしょうか。

(労使 特になし)

○長谷川委員長

無いようでしたら、事務局から何か説明、連絡等ありましたらお願いをいたします。

○佐藤主席賃金指導官

事務局からお伝えいたします。次回の第2回検討小委員会についてですが、先ほど委員長も言われた通り、8月1日(金)午前10時から、本日と同じ場所この場所、梅の間で開催いたしますのでよろしくお願いしたいと思います。資料等はまた追ってお送りいたしますのでよろしくお願ひいたします。以上です。

○長谷川委員長

それでは今の事務局からの説明については、特にご質問等はございませんでしょうか。

(特になし)

○長谷川委員長

はい、以上をもちまして本日の議事はすべて終了いたしました。検討小委員は閉会といたします。本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。

○白川賃金指導官

第1回検討小委員会は閉会いたしました。委員の皆様のほうで、この後引き続き控室をご利用される場合は、事務局までお申出いただければと思います。

傍聴の方はしばらくお待ちいただければと思います。それでは委員の皆様は退出をお願いいたします。

(令和7年7月23日)愛知地方最低賃金審議会第1回検討小委員会 議事録